

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

区民や小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷や世界規模の経済状況の悪化等に加え、東日本大震災による影響もあり、非常に厳しい状況にある。

こうした状況の中、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置」及び「商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、厳しい経営状況にある小規模事業者等にとって、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、区民の生活や小規模事業者の経営はさらに厳しいものとなり、ひいては地域社会の活性化や景気回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について平成24年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を行うこと。
 - 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を行うこと。
 - 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年10月20日

江東区議会議長 堀 川 幸 志

東京都知事 あて